令和７年度　北海道土地政策推進連携協議会『講習会』（説明資料）

国有財産の情報提供について

くらしに役立つ国有財産

北海道財務局　管財部　国有財産調整官

本講習会の流れ

1. 相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題
2. 最近の国有財産トピックス
3. 令和７年度　一般競争入札について
4. 管理コスト削減の取組
5. 問い合せ一覧

本講習会の流れ

1. 相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題
2. 最近の国有財産トピックス
3. 令和７年度　一般競争入札について
4. 管理コスト削減の取組
5. 問い合せ一覧

１．相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題

財政制度等審議会第66回国有財産分科会　配付資料

資料１

相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題

令和７年６月１７日
財　務　省　理　財　局

１．相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題

財政制度等審議会第66回国有財産分科会　配付資料

相続土地国庫帰属制度による帰属財産の状況

- 令和５（2023）年４月に、相続土地国庫帰属制度の運用が開始された。
- 相続土地国庫帰属制度において、**国庫に帰属した農用地又は森林以外の土地**（以下「帰属財産」という）は、普通財産として、**財務省（財務局）において、適切な管理・処分に取り組んでいる**。
- 運用開始後の２年間で財務局が管理・処分することとなった財産は累計で1,000件に近づくなど、**帰属財産は急増**しており、人口減少・少子高齢化という社会情勢を踏まえれば、**更に累増すると考えられる**。

手続の流れ

相続等により土地を取得した者から承認申請

↓

法務大臣（法務局）による要件審査・承認

※財務局は、法務局の依頼を受け、土地実地調査に同行・要件審査等へ協力。

※要件については、相続土地国庫帰属法及び同施行令において、建物がある土地、土壌汚染や地下埋設物がある土地、隣接する土地の所有者との間で所有権の境界が争われている土地（測量や境界確認書の提出は求めていない）などの通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地は申請や承認をすることができない、とされている。

↓

申請者が負担金を納付

※負担金については、法律及び施行令において、10年分の土地管理費相当額として、原則20万円（都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域内の宅地は面積に応じて算定）と定められている。

↓

国庫帰属

相続土地国庫帰属制度による国庫帰属件数



1

１．相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題

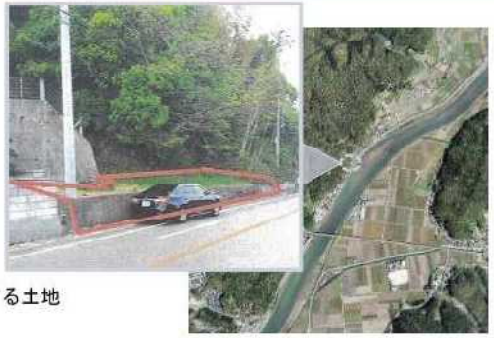
財政制度等審議会第66回国有財産分科会　配付資料

帰属財産の例

■ 帰属財産の中には、傾斜地や無道路地、樹木に覆われた土地などの**活用が困難な土地**もあり、中長期にわたって管理を行っていく必要。



傾斜地
（種目：宅地）



法地に隣接する土地
（種目：宅地）





無道路地
（種目：宅地）



樹木に覆われた原野
（種目：その他）

※航空写真：国土地理院HPより

2

１．相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題

財政制度等審議会第66回国有財産分科会　配付資料

帰属財産の例

■ 帰属財産の中には、その土地単体でみれば整形地であるために活用が期待されるように思われるものの、活用されていない同様の整形地が点在するなどの周辺環境も踏まえると**活用が困難な土地もある**。



種目：宅地



種目：宅地



種目：宅地



種目：その他

※航空写真　国土地理院HPより

3

１．相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題

財政制度等審議会第66回国有財産分科会　配付資料

帰属財産の管理・処分イメージ

■ 帰属財産の管理に当たっては、草刈・巡回等の**管理コストを要し**、さらに、処分（一般競争入札等）に当たっては、物件調書作成や鑑定評価等の**処分コストを要する**。

国庫帰属

管理業務

通常の管理

- 看板設置　約１万円
- 柵設置　約２０万円
- 草刈（年２回）　約５万円

粗放的な管理

- 巡回（年４回）　約２万円

※200㎡の土地を想定して積算（個々の財産の状況による）

処分に向けた業務

- 物件調書作成
- 鑑定評価

（以下は、必要に応じて実施）

- 測量・境界確定協議
- 地下埋設物調査　等

数十万円 ～ 数百万円

※個々の財産の状況による

【測量・境界確定協議が必要となる可能性が高い事例】



※公図（黄色枠）で見ると、隣接地上の建物（赤色箇所）が越境している可能性が高い土地

（国土地理院HPより）

【地下埋設物調査を実施した結果、コンクリートガラが発現した事例（推定埋設量約40ｔ）】



※本件について、地下埋設物を全撤去した場合、相当な費用を要する見込み

一般競争入札等により処分

※申請者は、10年分の土地管理費相当額の負担金として、原則20万円（都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域内の宅地は面積に応じて算定）を納付する必要がある旨法定されている。

※通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地（地下埋設物がある土地、隣接する土地の所有者との間で所有権の境界が争われている土地など）は申請や承認をすることができない旨法定されている。

4

1．相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題

財政制度等審議会第66回国有財産分科会　配付資料

相続人不存在による国庫帰属の状況

■ 相続土地国庫帰属制度の施行以前から、相続人不存在の場合、民法第959条に基づき、所定の手続を経てもなお残余財産があれば、国庫に帰属することとされている。人口減少・少子高齢化が進む中、**相続人不存在による不動産の国庫帰属は増加傾向にあり、こうした国庫帰属は今後も累増することが予想**される。

■ 相続人不存在の場合は、相続土地国庫帰属制度と異なり、田畑や山林についても、財務省（財務局）が管理・処分することとされている。

手続の流れ

被相続人が死亡（相続発生）

↓

利害関係人等からの申立により
相続財産清算人の選任・公告

↓

財務局に相談

↓

相続人不存在の確定

↓

財務局と協議

↓

残余財産の国庫帰属

相続人不存在による国庫帰属の推移（国庫帰属件数等）



（注）国有財産総合情報管理システムより集計。R6年度は計数整理の結果、異同が生ずることがある。

5

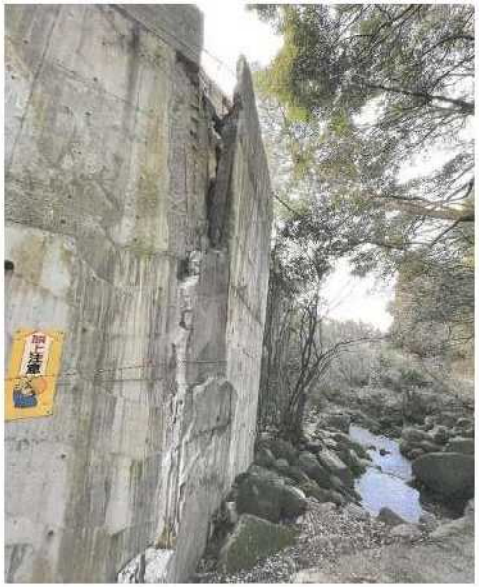
１．相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題

財政制度等審議会第66回国有財産分科会　配付資料

相続人不存在による国庫帰属の状況

■ 相続人不存在の場合、残余財産であれば、建物や土壌汚染がある土地等であっても国庫に帰属されるため、敷地内に複数の建物（事務所・倉庫等）やゴミ等の動産が残置されたままの土地など、**引取り手がなく市場性が低い財産**が多く含まれており、**管理・処分に相応のコストが必要**な状況。

倒壊の恐れのある擁壁



残置された倉庫・事務所





建物に残置された動産





6

1．相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題

財政制度等審議会第66回国有財産分科会　配付資料

今後の普通財産の管理・処分の見通し

■ 人口減少と少子高齢化が進む中で、地方を中心に土地需要が減少。国有財産の中には、入札にかけても売却できなかった**売残り財産**や、崖地や山林など売却や利用の可能性が非常に乏しい**利用困難財産**があり、**その件数は、近年、趨勢的に増加傾向**にある。

■ こうした中、所有者不明土地等対策の一つとして、相続土地国庫帰属制度が運用開始。
本制度による帰属財産は、
・相続によって望まずに取得したため、利用意向もなく管理の負担感が大きく、
・隣接地所有者等へ売却や譲渡しておらず、地方公共団体の寄附受け要望もなく、
・負担金を納付し、手放された土地
といった性質（**引取り手がなく市場性が低い**）を有する傾向にあることを踏まえると、**中長期にわたって管理（維持・保存）を行いながら、機会を捉えて活用（売却・貸付等）していく必要**があり、更に**今後も累増**していくと考えられる。

■ また、**引取り手がなく市場性が低い財産**が多く含まれている相続人不存在による国庫帰属についても**増加傾向にあり、今後も累増する**ことが予想される。

■ 財務局においては、こうした**引取り手がなく市場性が低い財産を管理・処分する状況が継続・拡大する見込み**。

7

１．相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題

財政制度等審議会第66回国有財産分科会　配付資料

今後の検討の基本的考え方

■ **市場性が低い財産**については、今後も累増することから、**最適な管理・処分に向けた対応**が急務。

■ 国有財産は、国民共有の貴重な財産であり、その特性を踏まえつつ、社会課題の解決や地域経済の活性化（**地域社会への貢献**）と、**財政への貢献**という役割を、時々の状況に応じて、果たすことが求められている。このため、**市場性が低い財産についても、こうした期待に応える必要**。

⇒地域社会への貢献：土地の現地性を踏まえると、**個々の財産の管理や処分に当たっては、地域の意向も踏まえながら方針を検討**する必要

財政への貢献：市場性が高い財産はより高い価格で売却・貸付けし、**市場性が低い財産は管理・処分に係る費用を減らす**必要

■ 所有者不明土地等対策をより効果的なものとするため、**まずは相続土地国庫帰属制度による帰属財産の最適な管理・処分に向けた対応の検討**を進める必要。また、相続人不存在による国庫帰属についても、同様の課題を抱えていることに加え、より管理・処分に係るコストを要することから、本検討に合わせ、対応を進める必要。

※１ 相続土地国庫帰属法の附則において、政府は、法律施行後５年（令和10（2028）年４月）を経過した場合において、法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる、とされている。こうした見直しに向け、関係省庁と議論していく。

※２ 上記以外の沿革を持つ市場性の低い財産については、本検討の結果等を踏まえて対応。

8

１．相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題

財政制度等審議会第66回国有財産分科会　配付資料

帰属財産の管理・処分の現状と課題

現状と課題

■ 普通財産の管理・処分については、**①取得**、**②管理（維持・保存）**、**③活用（売却・貸付・管理委託等）**という３つの段階に分解できる。

■ こうした管理・処分の段階に着目すると、帰属財産の管理・処分の**現状と課題**は、現時点において以下のとおり。

①取得
　地下埋設物がある土地等は、制度上却下・不承認となるが、実際に国庫に帰属した土地の中には、活用に当たって地下埋設物撤去工事などが必要となるものもあり、**管理や活用に追加コスト（費用・時間）が発生**する場合もある。

②管理（維持・保存）
　活用の見込みが乏しい財産については、**管理に係る費用、すなわち、国による土地の管理コストの負担（国民負担）が中長期にわたって継続的に発生**する。

③活用（売却・貸付・管理委託等）
　活用に当たっては、制度上、原則、「適正な対価（時価）」とされており、また、不動産鑑定士による鑑定評価等の手続きを行う取扱いとしている。しかし、**帰属財産は市場性が低いため時価での売却・貸付が困難**な場合が多いほか、手続きのために**活用に至るまでに時間を要する**など、**他の財産と同様の取扱いでは、帰属財産を活用したいという要望に応じる機会を逸する**場合もある。

9

１．相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題

財政制度等審議会第66回国有財産分科会　配付資料

帰属財産の最適な管理・処分に向けた検討の方向性

検討の方向性

■ 帰属財産の最適な管理・処分に向け、帰属財産の**効果的な活用**（売却・貸付・管理委託等）や**効率的な管理**（維持・保存）を実現するためには、**以下のような方向性で検討を進める**必要があるのではないか。

①取得
　帰属財産の地域社会への貢献といった**有効活用や管理を見据えて申請や承認に係る帰属財産の要件を見直す**ことができないか。

②管理（維持・保存）
　費用を減らしつつ**中長期にわたる管理を行っていくに当たっては、個々の財産の状況に応じてメリハリをつけて管理**する必要（一定の費用を投じて管理する、特段の費用を投下せずに管理を行う等）。
　この際、帰属財産の管理方針を検討するに当たっては、地方公共団体が考える地域における土地のあり方も考慮する必要があることから、**活用の見込みが乏しい財産**については、**当該財産が所在する地方公共団体の意向も踏まえ、協力も得ながら管理していく**ことができないか。

③活用（売却・貸付・管理委託等）
　所有者不明土地等対策という政策目的の観点から帰属財産の有効活用を図るため、引取り手がなく市場性が低いという性質を踏まえ、**価格の設定や手続き等について柔軟な取扱いとする**ことができないか。

10

１．相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題

財政制度等審議会第66回国有財産分科会　配付資料

帰属財産の効果的な活用や効率的な管理に向けた今後の対応

今後の対応

■ 効果的な活用や効率的な管理に向け、**具体的な対応策を検討するため、今後、以下のようなヒアリング等を通じ、実態把握を行う**。

・効果的な活用に向けて**帰属財産の売却や貸付け等を促進するための、売却や貸付け等に当たっての価格や手続き、財産要件等に係る具体的なニーズ**に関する**ヒアリング等**

・効率的な管理に向けて**地方公共団体と連携して帰属財産をメリハリをつけて管理するための、地域における土地の適切な管理に向けた方針や取組内容**に関する**ヒアリング等**

【参考】所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（抜粋）
（令和７年６月６日　所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議）

３　改正民事基本法制の円滑な施行
（前略）また、相続土地国庫帰属制度、改正民法に基づく新たな財産管理制度や遺産分割の見直し等についても、国民各層への十分な周知を徹底するとともに、運用状況を踏まえて必要に応じ対策を講ずる。さらに、これらによる所有者不明土地の積極的解消を図るために**十分な法務局及び帰属土地の管理官庁の体制整備や予算の確保**に努める。
　あわせて、相続土地国庫帰属制度により帰属した土地について、**帰属後の管理処分を含めた運用状況を分析し、帰属土地の効果的な活用や効率的な管理に向けて、例えば、境界の考え方や処分の在り方といった制度の見直しを含めた検討を行う**。
（後略）

11

本講習会の流れ

1 相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題

2 最近の国有財産トピックス

3 令和７年度　一般競争入札について

4 管理コスト削減の取組

5 問い合せ一覧

２．最近の国有財産トピックス

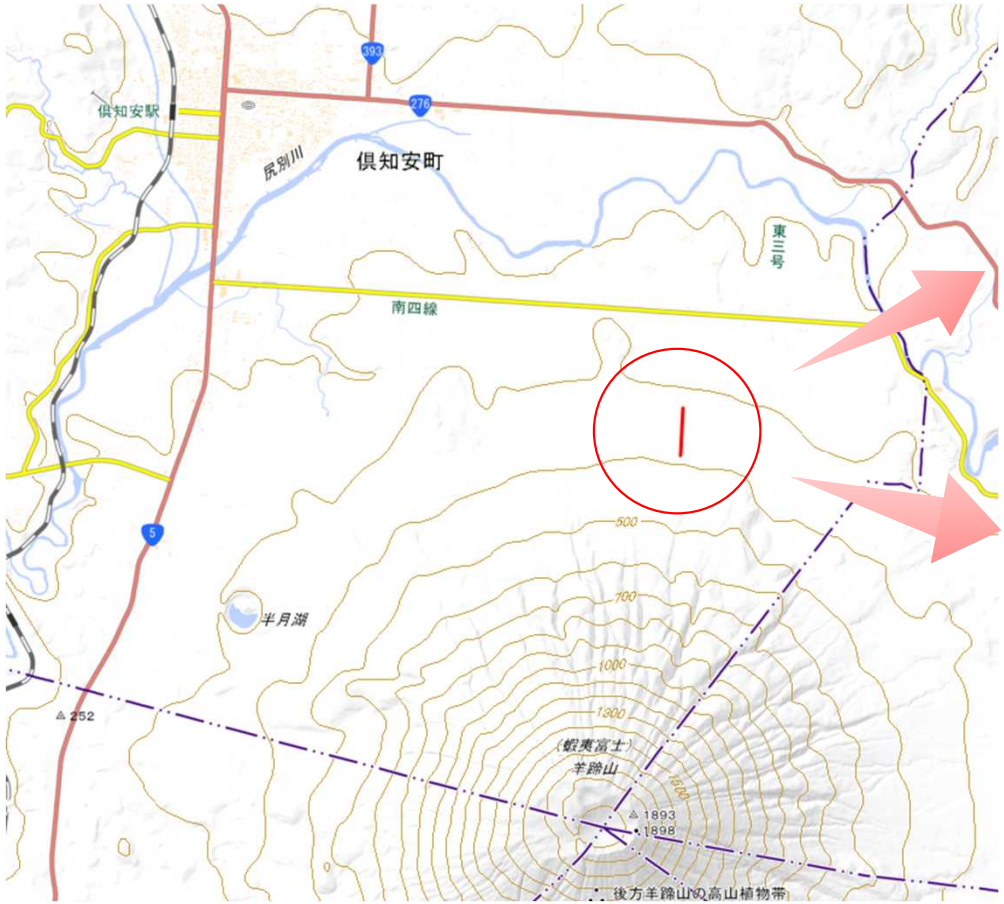
国有地売却後の違法開発

報道内容（抜粋）

◎　倶知安町巽地区で発覚した違法開発について、道路造成部分の土地が国有地として、北海道財務局から事業者に払い下げられていたことが分かった。
◎　事業者から道財務局に対して2022年12月に購入申請があり、単独利用が難しい土地であったため、（隣接土地所有者に）随意契約で23年2月に売買に至った。
◎　契約時に事業者から具体的な活用方針はないとの回答だった。
◎　町に対し道財務局からの取得打診はなかったもようだ。

2．最近の国有財産トピックス

国有地の概要



航空写真



拡大図



「地図データ」(国土地理院http://maps.gsi.go.jp/)をもとに北海道財務局作成

２．最近の国有財産トピックス

随意契約の包括協議（財務省通達）

〇予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号）抜粋

（指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議）

第百二条の四

各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、**財務大臣に協議しなければならない**。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

〇普通財産の管理及び処分を行う場合において指名競争に付し又は随意契約によることについての財務大臣との包括協議について（令和４年６月15日財理第2087号）抜粋

標記のことについて、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第102条の4本文及び予算決算及び会計令臨時特例(昭和21年勅令第558号)第5条第2項本文の規定に基づく**財務大臣との協議が別紙1及び別紙2のとおり包括的に整い**、その適用に当たっては、別紙3に留意して行うこととされたから、**命により通知する**。

別紙１包括協議事項（財務省所管一般会計所属普通財産に係るもの）

第１　予算決算及び会計令第99条第20号から第22号までの規定に係る協議事項

（三）　第22号「土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき」に該当するもののうち、

６　無道路地、袋地又は地形狭長等**単独利用困難なもので、かつ、他に買受希望者のない土地を、隣地所有者又は隣地の賃借権等を有する者に売り払い、又は貸し付けるとき**。

２．最近の国有財産トピックス

今後の取扱い（違法開発事案を教訓に～）



申請目的を詳細に確認



森林・水源地の確認



振興局や自治体と意見交換をしつつ、処分の可否を検討

2．最近の国有財産トピックス

行政財産の有効活用 財政制度等審議会第66回国有財産分科会　配付資料（抜粋）

資料３

庁舎行政の現状と課題

令和７年６月１７日
財 務 省 理 財 局

地方における庁舎等の課題とこれまでの取組

令和元年答申で示された課題

「地方は、地方支分部局の統廃合や定員削減等により、庁舎の余剰スペースが生じており、省庁横断的な入替調整を実施しているが、地方公共団体において将来の人口減少などを想定した様々なまちづくりの計画の策定が行われていることを踏まえ、国公有財産の最適利用の観点から、こうした取組みとの連携を検討することも重要である。」

「地域における国公有財産の最適利用（エリアマネジメント）」の推進

○国有財産の総括機関である財務局と地方公共団体が連携しながら、人口減少や耐震化対応などの課題解決に向けて、公的施設の効率的な再編及び最適化を図っていく取組を推進。

○これまでに、160の地方公共団体との協議会の設置や30件の最適利用プランの策定に繋がるなど、取組が定着(令和7年3月末時点）。



庁舎等における余剰空間の有効活用

○庁舎等の行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、使用許可をすることができる

○地域社会のニーズへの対応と収益確保の双方の観点から、本制度を行政財産の有効活用の政策ツールに位置付け。
➡通達改正：使用許可期間の柔軟化等（令和元年）
手続きの円滑化等（令和７年）

○これまでに、シェアサイクルポート、カーシェアリング、５G基地局、EV用充電器付き駐車場などに活用。

○制度周知（HP更改･リーフレット作成）や財産情報公開等により、更なる有効活用を推進。（⇒3.参考資料②参照）



7

2．最近の国有財産トピックス

行政財産の有効活用 財政制度等審議会第66回国有財産分科会　配付資料（抜粋）

庁舎等の地域開放（使用許可等）の取組①

財務局等自らの発想・発信を起点に 他省庁と手を組みつつ
地方公共団体や地元企業等とも連携して**庁舎等を最大活用**

地域での**新たな人流**を生み出し**まちの魅力づくり**を実現



にぎわい創出に向けて、広島駅と広島城の間に位置する合同庁舎の仮囲いに**アートペイントの実施**。
【中国財務局】



（出典：盛岡さんさ踊り実行委員会HP）

盛岡さんさ踊りの観覧席として庁舎駐車場を提供。
【東北財務局】



北陸新幹線開業による観光需要増加を見越し、**シェアサイクルポート**として庁舎敷地を提供。
【北陸財務局】



和歌山市内のにぎわい創出イベントで使用する**車両（パーティーバイク）置場**として庁舎敷地を提供。
【近畿財務局】



（出典：神姫商工株式会社HP）

20

2．最近の国有財産トピックス

当局の取組事例　財務省HP　まちの魅力づくり事例集（抜粋）



国の施設の有効活用による
地域住民の移動利便性向上

カーシェアリング
合同宿舎（北海道財務局）

駐車場の空き区画における「地域ニーズの把握」と「調整」により、有効活用を実現

取　組　積雪地である北海道内で初めて、合同宿舎敷地内にカーシェアリングを導入

効　果　地域住民や合同宿舎入居者の移動利便性の向上に貢献





- 帯広市内の合同宿舎駐車場における貸与状況を勘案し、複数のカーシェアリング事業者に合同宿舎の空き駐車場の有効活用を提案し、帯広市における地域ニーズを把握
- カーシェアリング事業の導入にあたって、
  - ・地域住民も利用しやすい駐車場区画の選定
  - ・積雪地特有の課題である除排雪対応

  などの課題について調整
- 令和7年4月30日から帯広市内の合同宿舎3住宅（計3区画）において、カーシェアリング事業者に対して使用許可しており、地域住民や入居者にとって便利な「足」となることが期待される

【地域住民等からの声】
・車を持っていないので便利になりそう。利用してみたい。

5

本講習会の流れ

1 相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題

2 最近の国有財産トピックス

3 令和７年度　一般競争入札について

4 管理コスト削減の取組

5 問い合せ一覧

３．令和７年度　一般競争入札について

令和7年度 第1回期間入札物件一覧表

物件番号	所在地（住居表示）	登記地目及び種類	土地面積（平方メートル）建物面積（平方メートル）	構造	用途地域	建蔽率/容積率（パーセント）	最低売却価格（円）
1	札幌市南区定山渓温泉東4丁目310番20（―）	宅地	174.49	―	二種住居	60/200	1,720,000
2	千歳市住吉1丁目5番9（5街区）	宅地	347.93	―	準工業	60/200	19,300,000
3	室蘭市西小路町100番5、同番6（8街区）	宅地	124.70	―	一種住居	60/200	439,000
4	室蘭市母恋南町3丁目50番18、同番24、同番25、同番28（30街区）	宅地・原野	3,186.67	―	一種住居	60/200	1,500,000
5	岩見沢市北2条西8丁目25番1、同番2、26番、27番1、同番2、28番1、同番2（4街区）	雑種地	894.21	―	二種中高	60/200	1,970,000
6	岩見沢市美園2条6丁目16番1（1街区）	宅地	207.08	―	一種低層	40/60	2,050,000
7	岩見沢市美園2条6丁目17番1、同番2（2街区）	宅地	452.89	―	一種低層	40/60	4,400,000
8	岩見沢市美園2条7丁目33番2（1街区）	宅地	300.25	―	一種低層	40/60	3,430,000
9	滝川市新町1丁目43番9、同番17（8街区）	宅地	365.89	―	一種住居	60/200	1,200,000
10	深川市2条34番1（1街区）	宅地	1,424.58	―	一種住居	60/200	7,690,000

以下、記載省略

本講習会の流れ

1 相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題

2 最近の国有財産トピックス

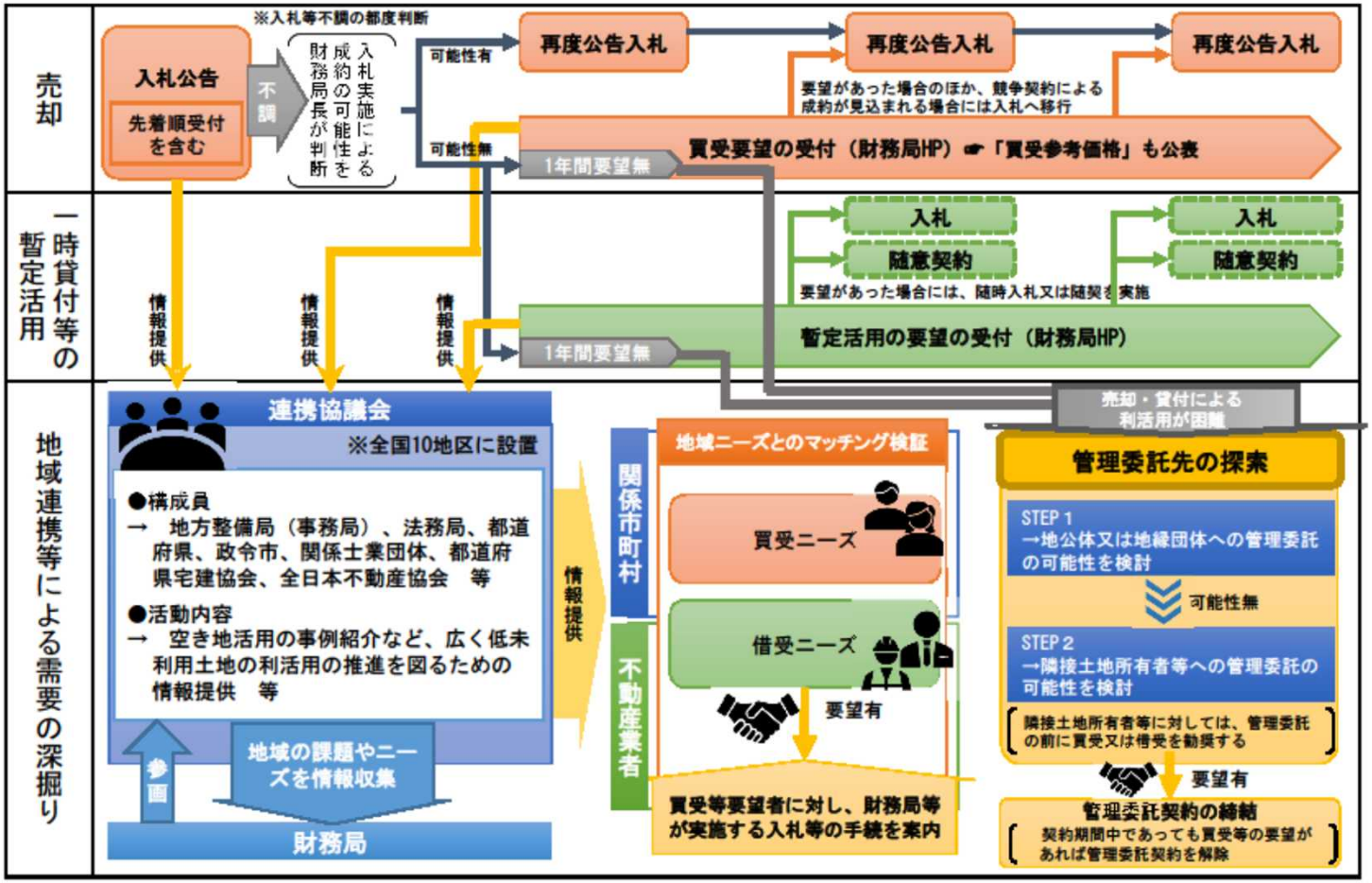
3 令和７年度　一般競争入札について

4 管理コスト削減の取組

5 問い合せ一覧

４．管理コスト削減の取組

更なる処分等手法の多様化



４．管理コスト削減の取組

国有財産の管理委託について

国有財産を一定の目的に従って、国以外の者に管理を委託しています。

〇管理委託の目的

① 地域福祉向上のための管理委託

児童の遊び場、緊急避難場所、オープンスペース等として、一般公衆の利用に供するか、地域住民の生活環境の維持を行う場合等

② 財産の維持保全を図るための管理委託

決定された処分等相手方に処分するまでの間の財産の維持保全を行ってもらう場合。
暫定活用を公表して1年を経過しても借り受け要望がなかったものについて、処分等するまでの間の財産の維持保全を行ってもらう場合。

〇管理委託の相手方

（1）処分相手方
（2）地方公共団体
（3）町内会、地域自治会等の地縁による団体
（4）その他財務局長等が適当と認めるもの

４．管理コスト削減の取組

国有財産を管理委託している事例

具体的な管理委託の事例として、次のような事例があります。

具体的な事例



・目　的　史跡保存用地
・所　在　岡山県総社市
・面　積　389.00㎡
・相手方　総社市



・目　的　児童の遊び場及び緊急避難場所
・所在地　愛知県瀬戸市
・面　積　197.65㎡
・相手方　瀬戸市



・目　的　市民農園
・所在地　長崎県長崎市
・面　積　161.16㎡
・相手方　市民団体

４．管理コスト削減の取組

公的利用再検討財産について

複数回入札にかけても売却できなかった財産や、崖地や山林など売却や利用の可能性が非常に乏しい財産については、優遇措置を是正することなく、優遇措置を適用することで、地方公共団体等の公的利用を促し、地域貢献に寄与することが可能となります。

法律上の優遇措置と是正後の措置

用途	法律上の優遇措置	根拠法	優遇措置の是正	
			右記以外の財産	国が移転経費を要した財産 物納財産など
災害対応	無償貸付	国有財産法第22条	無償貸付	
ごみ処理施設など	譲与又は無償貸付	国有財産法第22条外	1/3　時価売払 2/3　譲与又は無償貸付	全面積時価売払
道路		道路法第90条		
公園・緑地（都市部）	無償貸付	国有財産法第22条	2/3　時価売払 1/3　無償貸付	
公園・緑地（都市部以外） ため池、用排水路など			1/3　時価売払 2/3　無償貸付	
水道施設など		国有財産特別措置法第2条		
国有財産特別措置法第3条に該当する施設 （介護施設、保育所、医療施設、学校施設、公営住宅　など）	5割減額売払又は貸付	国有財産特別措置法第3条	1/3　時価売払 2/3　5割減額売払又は貸付	
用途指定なし	－	－	全面積時価売払（是正なし） （一般競争入札など）	

売却に至らない等

優遇措置可能

本講習会の流れ

1 相続土地国庫帰属制度等に係る現状と課題

2 最近の国有財産トピックス

3 令和７年度　一般競争入札について

4 管理コスト削減の取組

5 問い合せ一覧

５．問い合せ一覧

担当	管轄区域	連絡先
北海道財務局　管財部 第2統括国有財産管理官 ・第1グループ	石狩振興局管内のうち札幌市（豊平区、南区、清田区を除く）、石狩市、当別町、新篠津村	011−709−2311 内線4466,4472
北海道財務局　管財部 第2統括国有財産管理官 ・第2グループ	石狩振興局管内のうち札幌市（豊平区、南区、清田区）、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市	011−709−2311 内線4464,4463,4411
北海道財務局　管財部 第3統括国有財産管理官 ・第1グループ	胆振総合振興局管内（苫小牧市、安平町、厚真町、むかわ町を除く）	011−709−2311 内線4476,4474
北海道財務局　管財部 第3統括国有財産管理官 ・第2グループ	日高振興局管内、 胆振総合振興局管内（苫小牧市、安平町、厚真町、むかわ町）	011−709−2311 内線4479,4465
北海道財務局　管財部 第3統括国有財産管理官 ・第3グループ	空知総合振興局管内	011−709−2311 内線4475,4478

５．問い合せ一覧

担当	管轄区域	連絡先
函館財務事務所　管財課	渡島総合振興局、檜山振興局の各管内	0138-47-8445
旭川財務事務所　管財課	上川総合振興局、留萌振興局、 宗谷総合振興局の各管内	0166-31-4151
釧路財務事務所　管財課	釧路総合振興局、根室振興局の各管内	0154-32-0701
帯広財務事務所　管財課	十勝総合振興局管内	0155-25-6381
小樽出張所　管財課	後志総合振興局管内	0134-23-4103
北見出張所　管財課	オホーツク総合振興局管内	0157-24-4167

令和7年度 第1回期間入札物件一覧表

物件番号	所在地（住居表示）	登記地目及び種類	土地面積（平方メートル） 建物面積（平方メートル）	構造	用途地域	建蔽率/容積率（パーセント）	最低売却価格（円）
1	札幌市南区定山渓温泉東4丁目310番20 (―)	宅地	174.49	―	二種住居	60/200	1,720,000
2	千歳市住吉1丁目5番9 (5街区)	宅地	347.93	―	準工業	60/200	19,300,000
3	室蘭市西小路町100番5、同番6 (8街区)	宅地	124.70	―	一種住居	60/200	439,000
4	室蘭市母恋南町3丁目50番18、同番24、同番25、同番28 (30街区)	宅地・原野	3,186.67	―	一種住居	60/200	1,500,000
5	岩見沢市北2条西8丁目25番1、同番2、26番、27番1、同番2、28番1、同番2 (4街区)	雑種地	894.21	―	二種中高	60/200	1,970,000
6	岩見沢市美園2条6丁目16番1 (1街区)	宅地	207.08	―	一種低層	40/60	2,050,000
7	岩見沢市美園2条6丁目17番1、同番2 (2街区)	宅地	452.89	―	一種低層	40/60	4,400,000
8	岩見沢市美園2条7丁目33番2 (1街区)	宅地	300.25	―	一種低層	40/60	3,430,000
9	滝川市新町1丁目43番9、同番17 (8街区)	宅地	365.89	―	一種住居	60/200	1,200,000
10	深川市2条34番1 (1街区)	宅地	1,424.58	―	一種住居	60/200	7,690,000
11	深川市2条34番23 (1街区)	宅地	512.70	―	一種住居	60/200	2,190,000
12	深川市あけぼの町2095番51 (22街区)	宅地	378.40	―	一種低層	40/60	248,000
13	深川市あけぼの町2122番169 (3街区)	宅地	1,684.70	―	一種低層	40/60	870,000
14	伊達市末永町59番6 (―)	宅地	1,309.82	―	一種中高 二種中高	60/200 60/200	33,100,000
15	夕張郡栗山町字継立159番1 (―)	宅地	439.20	―	指定なし	指定なし	1,200,000
16	雨竜郡秩父別町字秩父別1527番32 (―)	宅地	343.82	―	指定なし	指定なし	663,000
17	白老郡白老町字石山350番 (―)	雑種地	6,395.93	―	工業	60/200	11,300,000
18	白老郡白老町日の出町3丁目47番35 (4街区)	宅地	1,379.71	―	一種住居	60/200	3,010,000
19	白老郡白老町日の出町3丁目47番36 (4、6街区)	宅地	2,642.06	―	二種中高	60/200	2,960,000
20	白老郡白老町緑丘1丁目2番17 (2街区)	原野	255.22	―	一種低層	40/60	1,080,000

※29番、39番、63番物件の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの金額です。

令和7年度 第1回期間入札物件一覧表

物件番号	所在地（住居表示）	登記地目及び種類	土地面積（平方メートル） 建物面積（平方メートル）	構造	用途地域	建蔽率/容積率（パーセント）	最低売却価格（円）
21	白老郡白老町緑丘1丁目2番18 (2街区)	原野	250.21	―	一種低層	40/60	1,060,000
22	白老郡白老町緑丘1丁目2番19 (2街区)	原野	365.23	―	一種低層	40/60	1,490,000
23	沙流郡日高町字緑町1番4、9番14、 同番15、同番17、10番2、240番 (―)	宅地	2,087.49	―	二種住居	60/200	3,400,000
24	沙流郡日高町字緑町11番50、同番53、 20番4、21番2、22番114 (―)	宅地	2,540.56	―	二種住居	60/200	4,300,000
25	浦河郡浦河町堺町西1丁目153番4 (1街区)	雑種地	218.46	―	指定なし	60/200	411,000
26	函館市榎本町75番15 (14街区)	宅地	321.71	―	一種住居	60/200	9,230,000
27	函館市大森町18番25 (13街区)	宅地 住宅建	47.21 建 36.36 延 36.36	木造 平屋建	二種住居	60/200	481,000
28	函館市亀田本町105番29 (32街区)	宅地	185.10	―	準工業	60/200	7,500,000
29	函館市栄町6番4、同番5 (11街区)	宅地 住宅建	724.82 建 147.69 延 437.31	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 3階建	近隣商業	80/300	26,526,000
30	函館市高松町105番220 (―)	雑種地	1,989.95	―	調整区域	50/100	6,790,000
31	函館市山の手2丁目410番18 (37街区)	雑種地	2,525.42	―	一種低層	50/100	41,200,000
32	函館市湯川町2丁目12番10 (12街区)	宅地 事務所建	771.30 建 206.18 延 760.22	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 4階建	商業	80/500	15,700,000
33	北斗市谷好3丁目425番1、同番2、426番1 (11街区)	雑種地	966.61	―	一種住居	60/200	7,400,000
34	檜山郡江差町字橋本町115番1、同番2、 同番3、同番4 (―)	宅地	1,989.08	―	二種住居	60/200	10,300,000
35	留萌市沖見町3丁目218番 (―)	宅地	12,771.85	―	一種低層	40/60	19,900,000
36	留萌市沖見町6丁目17番9 (―)	宅地	470.88	―	一種低層	40/60	213,000
37	留萌市栄町1丁目4番4、5番4 (8街区)	宅地	1,436.15	―	準工業	60/200	9,870,000
38	留萌市見晴町2丁目35番1 (―)	宅地	14,140.42	―	一種低層 二種中高	40/60 60/200	18,000,000
39	稚内市末広3丁目9番57 (3街区)	宅地 事務所建 ほか	1,444.06 建 253.30 延 491.63	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 2階建 ほか	準工業	60/200	29,096,000
40	稚内市緑5丁目1610番133、同番498 (6街区)	宅地	4,634.98	―	一種中高	60/200	7,810,000

※29番、39番、63番物件の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの金額です。

令和7年度 第1回期間入札物件一覧表

物件番号	所在地（住居表示）	登記地目及び種類	土地面積（平方メートル） 建物面積（平方メートル）	構造	用途地域	建蔽率/容積率（パーセント）	最低売却価格（円）
41	士別市東1条5丁目2番1 (―)	宅地	156.82	―	近隣商業	80/300	1,630,000
42	苫前郡羽幌町港町2丁目25番6 (―)	宅地	341.37	―	準工業	60/200	277,000
43	枝幸郡枝幸町山臼7997番1、8054番1 (―)	宅地・雑種地	2,633.53	―	指定なし	指定なし	1,630,000
44	釧路市大楽毛南4丁目5番3、同番4 (5街区)	宅地	17,002.43	―	二種中高	60/200	23,900,000
45	釧路市知人町167番4、191番 (2街区)	宅地・雑種地	10,139.02	―	工業専用	60/200	31,900,000
46	根室市幸町1丁目7番、8番1、9番、10番、25番1 (―)	宅地・雑種地	6,191.26	―	一種住居 二種中高	60/200 60/200	73,700,000
47	根室市花咲港410番1、同番6 (―)	宅地	814.47	―	準工業	60/200	1,310,000
48	根室市花咲港411番1 (―)	宅地	294.73	―	準工業	60/200	716,000
49	厚岸郡厚岸町港町4丁目40番 (―)	宅地	1,331.61	―	準工業	60/200	5,870,000
50	川上郡標茶町旭3丁目2番2 (2街区)	宅地 事務所建 ほか	1,792.95 建 514.48 延 514.48	木造 平屋建	二種中高	60/200	2,010,000
51	川上郡弟子屈町朝日2丁目126番14、同番15、同番16 (1街区)	宅地	1,977.37	―	一種住居	60/200	3,300,000
52	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番26 (―)	宅地	438.55	―	二種中高	60/200	855,000
53	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番27 (―)	宅地	572.13	―	二種中高	60/200	1,350,000
54	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番28 (―)	宅地	493.52	―	二種中高	60/200	995,000
55	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番31 (―)	宅地	554.00	―	二種中高	60/200	840,000
56	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番32 (―)	宅地	307.15	―	二種中高	60/200	546,000
57	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番33 (―)	宅地	355.65	―	二種中高	60/200	372,000
58	白糠郡白糠町西4条北1丁目2番34 (―)	宅地	460.09	―	二種中高	60/200	365,000
59	標津郡標津町字川北二条通14番1 (―)	宅地	803.86	―	指定なし	指定なし	1,700,000
60	小樽市入船5丁目10番11 (11街区)	宅地	115.96	―	一種住居	60/200	2,630,000

※29番、39番、63番物件の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの金額です。

令和7年度 第1回期間入札物件一覧表

物件番号	所在地 （住居表示）	登記地目 及び種類	土地面積 （平方メートル） 建物面積 （平方メートル）	構造	用途地域	建蔽率/容積率 （パーセント）	最低売却価格 （円）
61	小樽市幸3丁目5番1、同番10、同番11 （5街区）	宅地	1,085.32	―	一種低層	40/60	2,210,000
62	小樽市塩谷3丁目12番13、同番15、18番18 （―）	宅地・雑種地	880.05	―	一種住居	60/200	1,750,000
63	小樽市長橋4丁目25番6、同番42 （8街区）	宅地 住宅建	2,083.47 建　454.74 延　1,171.82	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造 4階建	一種住居	60/200	10,830,560
64	小樽市若竹町127番2、同番4、同番17、 同番21、同番23、同番26、166番14、 同番15、同番16 （33街区）	宅地	2,337.07	―	一種中高	60/200	3,770,000
65	岩内郡岩内町字宮園59番24 （―）	宅地	527.85	―	一種中高	60/150	637,000
66	北見市朝日町48番16、同番186、同番571、 同番572、同番585、68番15、同番16、 同番17 （―）	宅地	6,785.89	―	一種住居	60/200	53,500,000
67	北見市大町158番2 （―）	宅地	170.32	―	二種中高	60/200	1,140,000
68	北見市留辺蘂町栄町77番1 （―）	宅地	3,806.91	―	準工業	60/200	3,500,000
69	網走市大曲1丁目143番1、同番2 （1街区）	宅地	1,007.97	―	準工業	60/200	6,360,000
70	網走市新町3丁目78番3、同番7 （4街区）	宅地	1,125.21	―	一種住居	60/200	3,080,000
71	網走市新町3丁目78番8、同番9、同番10 （4街区）	宅地	1,004.45	―	一種住居	60/200	2,340,000
72	網走市緑町14番2、同番4、15番2、16番11、 同番28、同番32、同番33 （4街区）	宅地	1,389.24	―	二種中高	60/200	3,280,000

※29番、39番、63番物件の最低売却価格は、消費税及び地方消費税相当額込みの金額です。